

どこかで買う「タバコ」なら、タバコは「地元」で買ひましょう！

所得税の確定申告はe-Taxをご利用ください

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

- ①平成23年分の申告で、最高4,000円の税額控除
本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告する場合は、最高4,000円の税額控除が受けられます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。平成24年分は最高3,000円）。
- ②添付書類の提出省略
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。
- ③還付がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。（3週間程度に短縮）所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。
e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要で、また、有効期限は3年間です。）、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

税に関する情報は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）へ
e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）へ

平成24年経済センサス活動調査

2月1日現在で、平成24年経済センサス活動調査を実施します。

調査は、全国すべての民営の事業所および企業が対象です（農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業および外国公務に属する事業所を除く）。各事業所には、すでに調査員が直接お伺いして調査票は配布しており、現在はご記入いただいていることと思います。

本統計の調査方法としては、1月から調査員がお伺いして直接調査票を配布・回収することで調査を行い、支社等を有する企業等については、国、都道府県もしくは市から民間事業者を通じて郵送により調査票を配布・回収する方法で行います。経済センサス活動調査は商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。経営組織、事業所の開設時期、従業員数、事業所の主な事業の内容、売上および費用の金額、事業別売上金額などについて調査します。統計調査の結果は国や都道府県、市区町村などがこれからの行政を考える重要な基礎資料として活用されます。調査票が届きましたら、ご記入および回収へのご協力をお願いします。どうぞご協力をお願いいたします。

問合せ 総務課統計担当 ☎82-1254

こども☆夢☆未来☆フェスティバル2012

- 日時 3月4日（日）午前10時～午後4時
場所 県民活動総合センター（伊奈町）
内容 ①歌とトークショー 今井絵里子さん（歌手・SPEED・1児の母）
定員300名（要予約）2月1日～往復はがき、またはEメールにて申込み受付開始
②ミニSL・動く車に乗ってみよう・移動水族館・歌・ダンス・工作・模擬店ほか
費用 入場無料・材料費など実費負担あり
託児（要事前予約）こども1人半日300円（おやつ・保険代）
対象 乳幼児・小中学生を中心とし、年齢性別などに関わりなく誰でも参加できます。
申込み トークショー2月17日（金）、託児は2月24日（金）（消印有効）までに往復はがき、またはEメールで、住所・電話・保護者の氏名・託児希望時間（午後・午前）・お子さんの名前・年齢を明記して実行委員会事務局（〒362-0017上尾市ツツ宮1156-3）まで
問合せ NPO法人 彩の子ネットワーク内 実行委員会事務局
☎048-770-5272 FAX048-770-5270 Eメールoffice@sainoko.net

看護学校で入試試験の出願受付を行います

深谷大里看護専門学校では、一般入試・社会人入試の願書を受け付けます。
受付期間 2月3日（金）

～3月5日（月）
受験日 3月9日（金）
問合せ 深谷大里看護専門学校
☎048-587-1370

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長へ事後届出が義務付けられました。

届出対象者 個人・法人を問わず、売却や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出しなければなりません。
届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

※詳しくは産業建設課（☎82-1223）までお問い合わせください。
なお、上記の内容は平成23年12月段階の検討内容です。

求人企業合同面接会を開催します

日時 2月10日（金）
浦和コミュニティセンター
午後1時～4時
（受付：正午～午後3時30分）
対象 平成24年3月大学・短大・専門学校卒業見込の方（1～3年以内程度の既卒者も参加可）
その他 予約不要・入退場自由・履歴書複数持参
問合せ 埼玉県雇用対策協議会
☎048-647-4185
<http://www.kotaikyou-saitama.ne.jp/>

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人の皆さまへ

一定の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人等の方々に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。この制度が始まった平成20年1月1日時点で一定の要件に当てはまっていた方は、平成24年12月31日が申請の締め切り日となります。まだ申請がお済でない方は、厚生労働省中国孤児等対策室（☎03-5253-1111）まで、お問合せください。（中国語対応可）

2月は固定資産税第4期の納期です

税金は納期内に納めましょう！